

令和 7 年度

立川市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領

立川市市長公室公共施設マネジメント課
042-523-2111 内線 2601

お申し込みの際は、必ずこの募集事務要領をお読みください

目 次

	ページ
1 募集物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 自動販売機の設置条件等・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 自動販売機・回収ボックスの詳細条件等・・・・・・・・	4
5 応募申込方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6 質問書の提出及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 付加使用料率提案書の提出（入札及び開札）・・・・・・・・	6
8 使用許可申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9 設置事業者の決定の取消・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

別 紙

応募申込書（第1号様式）

誓約書（第2号様式）

質問書（第3号様式）

付加使用料率提案書（第4号様式）

委任状（第5号様式）

立川市公共施設自動販売機設置事業者登録名簿（第6号様式）

設置施設（（仮称）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設）案内図等

立川市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領

立川市が行う公共施設自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集事務要領をよく読み、次の各事項を確認の上、お申し込みください。

1 募集物件

物件 番号	所在地 設置施設	設置場所	台数	最低付加 使用料率
1	立川市砂川町一丁目 5 2 番地の 7 （仮称）砂川学習館・地域コミュニ ティ機能複合施設	1 階室内	2 台	10%

*別添の図面にて、設置場所を確認してください。

2 応募資格要件

次の各号に掲げる要件を満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 破産者であつて復権を得ない者でないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有していること。
- (3) 法令等の規定により販売についての許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 立川市暴力団排除条例（平成 23 年立川市条例第 14 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に定める暴力団

イ その代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴排条例第 2 条第 2 号に定める暴力団員又は同条第 3 号に定める暴力団関係者に該当する者があるもの

- (6) 立川市公共施設自動販売機設置事業者募集において、立川市公共施設自動販売機設置事業者登録名簿に登載後又は行政財産使用許可後に正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可の取消を受け又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 設置事業者の施設使用

自動販売機は、立川市公有財産規則（昭和 41 年立川市規則第 8 号）第 19 条に定める行政財産の使用許可を受けた上で設置するものとします。

(2) 使用料

- ① 使用料は、立川市行政財産使用料条例（昭和 39 年立川市条例第 76 号以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する額（以下、「基本使用料」という。）に同条第 3 項に規定する付加使用料を加えた額とする。
- ② 基本使用料は、市が発行する納入通知書により年度毎に一括して納付するものとする。

- ③ 付加使用料は、自動販売機ごとの売上高に行政財産の使用許可の条件において決定した付加使用料率を乗じた額とし、年4回、市が発行する納入通知書により納付するものとする。
- ④ 設置事業者は、自動販売機に係る毎月の売上状況（売上本数、売上金額、付加使用料）を翌月15日までに立川市市長公室公共施設マネジメント課に報告するものとする。
- ⑤ 既納の使用料は、原則返還しない。

（3）使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、令和8年4月1日から令和11年3月31日までは繰り返し1年毎に申請することができます。

（4）許可する自動販売機の条件

以下の条件をすべて満たしていることとします。

- ① 自動販売機の形状、塗装等は、公共に不快感を与えないものとする。
- ② 自動販売機の機能及び販売品目は、あらかじめ施設の管理者に届け出ること。
- ③ 酒類及び青少年に悪影響を及ぼす恐れのある有害な物品等の販売は行わないこと。
- ④ 自動販売機は、環境負荷の少ない機種とし、消費電力等を抑えること。
- ⑤ 自動販売機に要する維持管理に要する光熱水費は、設置事業者が負担すること。
- ⑥ 大規模災害等においては、市の要請に応じて自動販売機の商品を無償提供すること。
なお、自動販売機本体に災害対応であることの表示を行うこと。
- ⑦ ボタン操作や金銭の投入と取り出し、商品の取り出し等が、車椅子等の利用者が利用しやすいように配慮されたユニバーサルデザイン仕様とすること。
- ⑧ 自動販売機は複数種類の電子マネーに対応できる機種とすること。
- ⑨ 景観配慮として施設の内装・外観等の色彩と調和したものを提案し、承諾を得たうえで設置すること。
- ⑩ 設置事業者は、承認を受けずに自動販売機の設置にかかる権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ⑪ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。
- ⑫ 原則として、自動販売機1台につき1個以上の空き缶等の回収ボックスを設置し、空き缶等は、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ⑬ 自動販売機の設置にあたっては、施設の管理者と協議し、市の業務に支障を及ぼさないこと。
- ⑭ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、非常時の転倒等が発生しないよう安全対策を施すこと。
- ⑮ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。

4 自動販売機・回収ボックスの詳細条件等

(1) 設置場所及び台数

自動販売機設置場所は、1階室内に2台とします。

自動販売機1台につき1個以上の回収ボックスを自動販売機の側に設置してください。

回収ボックスは、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積にしてください。

(2) 自動販売機の種類・内容

缶・ペットボトル併用タイプ（温・冷併用型）とします。

賞味期限に注意する等販売品の衛生管理を徹底してください。

(3) 価格設定

販売価格についてはメーカー希望小売価格以下とし、設置事業者が設定してください。

(4) 設置機器の仕様

設置機器は、前出3(4)の条件①～⑮をすべて満たしているものとします。

2台でW3000mm×D650mm×H2100mmの寸法を超えない自動販売機を設置してください。（自動販売機を床に固定する板（D900mmまで）は設置可能ですが、安全に配慮し本体からはみ出る部分については上面周囲及び角部分は面取りされた状態が望ましいと考えます。）

(5) 電気供給等

設置場所には、電気コンセントをFL+2400の位置に100V15A用を2箇所用意します。

電気メーターは設置事業者の負担で設置してください。

電気料金は設置業者の負担とし、設置業者が設置した電気メーターにより計量した月ごとの使用量に基づき、市が料金を算定し、納入通知書を発行するので、指定する期限までに納入してください。

5 応募申込方法等

(1) 募集事務要領の配布

令和7年8月1日（金）午前9時から

立川市役所庁舎2階 立川市市長公室公共施設マネジメント課窓口 <50番>で配布
市ホームページに掲載（ダウンロード可能）します。

(2) 申込方法

受付期間内に、郵送又は持参により提出してください。

【持参する場合】

受付期間：令和7年8月18日（月）～令和7年8月29日（金）

土曜日、日曜日を除く午前9時～午後5時

※午後0時～1時を除く

提出先：立川市泉町1156番地の9（立川市役所本庁舎2階）

立川市市長公室公共施設マネジメント課窓口 <50番>

【郵送する場合】（簡易書留又は一般書留で送付すること）

受付期間：令和7年8月18日（月）～令和7年8月29日（金）（必着）

送付先：〒190-8666 立川市泉町1156番地の9

立川市市長公室公共施設マネジメント課公有財産活用係

※申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合には、応募を受け付けることができませんのでご注意ください。

※電話、FAX、メールでの申込みはできません。また、提出された書類はお返しできません。

(3) 申込みに必要な書類

設置事業者決定された際に行政財産使用許可申請を行う事業者名で応募申込みしてください。提出書類すべて(第1、2号様式、入札当日持参の第4、5号様式)に同じ印鑑を使用し、法人の場合は代表者印を押印してください。

① 応募申込書(第1号様式)

② 誓約書(第2号様式)

③ 法人の場合は現在事項証明書、個人の場合は住民票の写し
(発行後3か月以内のものに限る。複写不可。)

④ 市税等の未納額がないことの証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。複写不可。)
所在地、住所が東京都の場合は次のように取り扱います。

法人の場合・・・申込者としての法人の事業所の所在地によります。

東京都23区内：都税事務所へ納付している法人都民税の納税証明書。

市町村内：各市町村へ納付している法人市町村民税の納税証明書。

個人の場合・・・申込者としての個人の住民登録地によります。

東京都23区内：各区へ納付している個人の特別区民税の納税証明書。

市町村内：各市町村へ納付している個人の市町村民税の納税証明書。

いずれの場合も完納証明書でも可とします。

⑤ 事業概要

〈法人〉(ア) 会社概要(申込者が支社・支店・事業所等の場合は本社との関係がわかる
内容を含む。)

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉(ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近2年分の所得税確定申告書の写し

⑥ 「2 応募要件資格(3)」にかかる許認可証等の写し(該当の場合のみ。)

6 質問書の提出及び回答

募集内容等について質問がある場合には、次の期間中に質問書(第3号様式)を電子メールに添付し提出してください。その際は応募申込書(第1号様式)のご担当者様のメールアドレスからお送りください。

(1) 受付期間

令和7年8月18日(月)～令和7年8月29日(金)午後5時まで

(2) 提出先(メールのみ) ※窓口や電話での質問は一切受け付けません。

立川市市長公室公共施設マネジメント課公有財産活用係

電子メールアドレス：k-manage@city.tachikawa.lg.jp

件名「立川市公共施設自動販売機設置事業者募集に関する質疑について」

(3) 回答

全質問に関する回答について、質問者の氏名及び名称を無記載として、申込み応募者全

員へメールで令和7年9月5日（金）までに送付します。

7 付加使用料率提案書の提出（入札及び開札）

（1）日時

令和7年9月12日（金）午後2時

（2）場所

立川市役所本庁舎2階 209 会議室（立川市泉町1156番地の9）

（3）提出書類等（当日持参するもの）（第1、2号様式と同じ印鑑を押してください。）

- ① 付加使用料率提案書（第4号様式）（無地封筒（長形3号）に封入封緘）
- ② 委任状（第5号様式）（当日入札に参加する方に委任してください。）
- ③ 当日入札に参加する方の身分を証明するもの（社員証等）

（4）付加使用料率提案書の投函方法

- ① 代理人が入札を行う場合は、委任状（第5号様式）の提出がなければ入札に参加することはできない。
- ② 入札会場への入場は各社（者）1名とする。
- ③ 入札に欠席した場合又は入札開始時刻に遅刻した場合は棄権とみなす。
- ④ 付加使用料率提案書の提出者（以下『入札者』という）は、あらかじめ無地封筒（長形3号）に封入封緘された付加使用料率提案書を職員の指示に従い入札箱に投函する。

（5）付加使用料率の表示

提案する付加使用料率は、募集物件に設置する自動販売機の売上月額に対して市に納付できる料率を整数で表記してください。（小数点以下の記載は入札無効）

（6）書換え等の禁止

投函した付加使用料率提案書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

（7）開札

入札締切り後、直ちに入札者立会いのもとで開札します。

（8）付加使用料率提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 本市が交付した付加使用料率提案書（第4号様式）を用いていないもの
- ② 最低付加使用料率（10%）を下回るもの
- ③ 付加使用料率提案書の料率の数字の訂正をしたもの
- ④ 申込者の記名押印がないもの、その他主要部分が識別し難いもの
- ⑤ 同一物件について2以上の提案したときは、その全部のもの
- ⑥ 応募参加資格がない者が提案したもの
- ⑦ その他要領に規定する条件に違反したもの

（9）設置事業者の決定

- ① 募集物件に対し、最も高い付加使用料率を提案した者を設置事業者として選定します。
なお、付加使用料率の高い順に第三位までの者を立川市公共施設自動販売機設置事業者登録名簿（第6号様式）に登載します。
- ② 設置事業者（第一位）が辞退、取消、若しくは行政財産使用許可申請を行わなかった場合は、立川市公共施設自動販売機設置事業者登録名簿の第二位の者が設置事業者となります。（第二位の者も同様な場合は第三位の者が設置事業者となります。）

(10) くじによる設置事業者の決定

同率の提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより順位を決定します。

(11) くじの代行

当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合には、市が指定した者（本件自動販売機設置事業者募集事務に関係のない職員）が入札者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。

(12) 開札結果の公表

設置事業者を決定したときは、立川市公共施設自動販売機設置事業者登録名簿（第6号様式）に登載された第三位までの事業者名及び提案付加使用料率を、決定しなかったときは、その旨を公表します。

(13) 付加使用料率提案書の提出（入札）の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない事由があるときは、付加使用料率提案書の提出（入札）を中止、又は延期することがあります。

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年9月29日（月）までに、次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（設置事業者が決定した後の説明時にお渡しします。）
- (2) 設置場所の図面（設置する自動販売機と回収箱のサイズを記載したもの。）
- (3) 設置する自動販売機と回収箱のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの。）
- (4) 設置する自動販売機の色彩の提示

9 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他使用許可の相手方として不適当と認められる場合

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

提出された申込み書類は、入札の辞退又は入札の結果にかかわらず返却しません。

募集・手続きに関する問い合わせ先

立川市市長公室公共施設マネジメント課
公有財産活用係（立川市役所本庁舎2階）

〒190-8666 立川市泉町1156番地の9

電話（042）523-2111 内線2601

メールアドレス k-manage@city.tachikawa.lg.jp